

## 健康保険・介護保険料率の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、平成29年3月(4月末納付分)から社会保険料率が変わりますのでお知らせ致します。

毎月の給与からの保険料徴収については、従来どおり別途お渡しする社会保険料一覧表により控除を行って頂き、今後の給与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。

平成29年3月 から 平成29年8月 までの社会保険料 (本人負担分)

### 健康保険料

兵庫県内事業所 … 賞与支給額 (千円未満切捨て) × 5.03%

変更

大阪府内事業所 … 賞与支給額 (千円未満切捨て) × 5.065%

変更

介護保険料 … 賞与支給額 (千円未満切捨て) × 0.825%

変更

(40歳以上65歳未満の被保険者)

厚生年金保険料 … 賞与支給額 (千円未満切捨て) × 9.091%

今回変更なし

※ 健康保険料・介護保険料について、健康保険組合・厚生年金基金に加入している事業所は上記の料率と異なる場合があります

なお、賞与の上限については、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円 が上限となります。

### 4月1日から雇用保険料の引き下げが予定されています

平成29年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ

引き下げるための法律案が、国会に提出されています。

法案が成立し、料率に変更がある時は改めて労務協会通信でお知らせいたします。

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。

ぜひ、ご活用下さい。 URL:<http://rokyo.net> 「阪神労協」で検索

各種共済制度のお問い合わせ  
お申し込みは、  
労務協会担当者まで!